



## 保証制度のポイント

### 優良ランク保証Ⅱ (グッド3000)

#### 1 保証対象者

小規模でも財務内容が健全な中小企業者であり、かつ申込金融機関が支援する先

#### 2 資格要件

県内に本店を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社及び医療法人であって、次の各号の要件を満たす方

- (1) 設立後3年以上同一事業を継続して営んでいること
- (2) 原則として申込金融機関と与信取引が1年以上あること
- (3) 次のすべてに該当する方

- ① 年商規模が1億円以上
- ② 直近の決算における中小企業信用リスク情報データベース (CRD) を活用した当協会の保証料率区分が第6区分以上 (スコアリングが56点以上) であること

**ココもチェック!!**

優良ランク保証 (バリュー5000) のミニ版として、小規模でも財務内容が健全な方を対象とします!

#### 3 保証限度額

3,000万円以内  
ただし、月商の2ヶ月を上限とする。

**ココもチェック!!**

優良ランク保証 (バリュー5000) に該当する方は、本保証との併用により8,000万円の無担保融資枠が拡大されます!

#### 4 資金使途

運転資金

**ココもチェック!!**

短期資金 (手賃恒常資金) の利用も可能です!

#### 5 保証期間

7年以内  
ただし、一括返済の場合は1年以内

**ココもチェック!!**

通常の保証料率より0.15%優遇されています!

#### 6 特別預託

本保証の実績に基づき、毎年金融機関店舗別に特別預託を実施します。

#### 7 その他

※金融機関から当協会宛に、本商品の申込取扱いについて、所定の「事前照会書」による事前照会が必要です。

※当該申込人の経営にとって有益となる場合に限って、プロパー資金の旧債振替を認めています。

## 〈優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)に係る事務処理フロー〉



- ①お客様に「グッド3000」の利用意思があるかどうかを確認します。  
(※対象者は、会社及び医療法人のみです。)
- ②金融機関は、「事前照会書」を作成し、申込が可能かどうか等を信用保証協会に照会(FAX、持込、郵送)します。  
※「保証料率区分」の判定が必要となりますので、必ず事前に当協会までご照会ください。  
※資格要件を必ずチェックしてください。
- ③信用保証協会から、申込の諾否、保証料率、保証条件等を回答(FAX)いたします。  
※金融機関のプロパー資金の「旧債振替」を伴う場合には、既存債権の確認資料(取引明細書等)を同時に提出していただきます。なお、正式申込時に、下記申請書に原契約書(写)を添付して提出してください。
- ④事前照会の回答を受けた金融機関は、「事前照会回答書(写)」を添付のうえ、正式に信用保証協会に保証依頼を行います。  
※照会回答から30日以内に保証申込がない場合は、回答は無効です。
- ⑤信用保証協会は、簡易審査により迅速な保証承諾に努めます。
- ⑥保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。

### 【事前照会・回答書の様式】

This form is titled 'グッド3000事前照会書' (Good 3000 Pre-application Consultation Form). It includes fields for the applicant's name, address, and contact information. It also contains a table for '保証料率区分' (Guarantee fee rate division) and '年商' (Annual sales). The form is used by the financial institution to request information from the credit guarantee association.

This form is titled '事前照会回答書 (グッド3000)' (Pre-application Consultation Response Form (Good 3000)). It is used by the credit guarantee association to provide a response to the financial institution. It includes fields for the response date and time, and a section for '保証料率区分' (Guarantee fee rate division) and '年商' (Annual sales).

### 【旧債振替の申請書】

This form is titled '旧債振替 (旧) 変更書 (第3条) 申請書' (Old Debt Replacement (Old) Change Form (Article 3) Application Form). It is used by the financial institution to apply for an old debt replacement. It includes fields for the applicant's name, address, and contact information. It also contains a section for '保証料率区分' (Guarantee fee rate division) and '年商' (Annual sales).

(注1) 手貸恒常資金としての利用も可能ですが、資格要件を欠くこととなった場合には「更新」は認められませんので、ご注意ください。なお、この場合には、完済するか一般保証等で分割返済へ借換(または、条件変更手続き)する必要があります。

(注2) 「旧債振替」は、当該申込人にとって有益となる場合であって、当協会が特に認めた場合に限ります。